

# Type\_T 運営規約

## (名称)

第1条 この団体は、Type\_T（読み方：タイプティー）と称する。

## (事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を埼玉県坂戸市に置く。

(1) 総会の決議により、事務所の所在地を変更することができる。

## (目的)

第3条 この団体は、プログラミング教育について研究、実践、報告を行うことにより、会員相互の学びを深めるとともに、その成果を内外に発表することでプログラミング教育が全国に広がり積極的に取り組まれることに寄与し、社会の発展に貢献することを目的とする。

## (事業)

第4条 この団体は、プログラミング教育に関する以下の事業を行う。

- (1) 調査研究
- (2) 授業実践
- (3) 結果の報告と意見の交流
- (4) 実践のまとめ、内外への発信
- (5) 研修会、勉強会の開催
- (6) 他の企業・団体が行う事業との連携
- (7) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

## (事業年度)

第5条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (会員の種別)

第6条 会員は以下の2種とする。

- (1) 正会員  
プログラミング教育に興味がある、教員もしくは教育関係者。
- (2) 準会員  
本団体の趣旨に賛同し、団体の事業を賛助する団体、または個人。

## (入会)

第7条 正会員または準会員として入会しようとする者は、入会フォームに記入し届け出ることにより、申し込むものとする。

(1) 入会は、役員会にて可否を検討し、これを本人に通知するものとする。

## (会員の継続および資格喪失)

第8条 会員資格は退会の申し出が無い限り、継続される。

ただし、以下の場合には退会となり、その資格を喪失する。

- (1) 会員から退会届による退会の申し出があったとき。
- (2) 年会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 会員が死亡したとき。
- (4) 準会員の団体が解散したとき。
- (5) 規約等に違反した者が役員会による決議の結果、除名が相当であると認められたとき。
- (6) その他、総会において認められたとき。

## (会費)

第9条 正会員の会費は年間1,000円とし、準会員の会費は一口あたり年間10,000円とする。

(1) 年度途中での加入・退会に関して、日割り計算などは行わない。

(総会の構成)

第10条 本団体における総会は、正会員をもって構成する。

- (1) 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任および解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業年度における事業報告および決算の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 団体の解散・合併
- (6) 事業内容の変更
- (7) その他、必要と考えられる事項

(総会の種類と開催時期)

第12条 定期総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

第13条 臨時総会は、以下に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総議決権の3分の1以上の正会員から、開催の請求が役員にあったとき。

第14条 定期総会、臨時総会は電磁的方法による会議（オンラインでの会議）によっても行えることとする。

(総会の招集)

第15条 総会は役員会の決議に基づき、代表が招集する。

第16条 代表は第13条2項の規定による請求があったときには、その日から1ヶ月以内に招集の通知を発しなければならない。

第17条 総会を招集する際には、総会の日時、場所、決議事項を書面または電磁的方法により、開催の1週間前までに本会員に対して発しなければならない。

(議会の議長)

第18条 総会の議長は、代表がこれにあたる。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席が無ければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数の出席があり、その出席者の過半数をもって決する。

第21条 正会員は、事前に書面や電磁的方法により決議、または正会員である代理人に議決権を委譲することにより、議決権を行使することができる。

第22条 書面による決議や代理人への議決権委譲の際は、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員および役員会)

第24条 本団体は、次の役員を置く。また、役員会は、次の人員で構成される。

代表	1名
副代表	2名
会計	1名

(選任)

第25条 役員は総会の決議によって選任する。

(役員の職務・権限)

第26条

- (1) 代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

(2) 副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

(任期)

第27条 役員の任期は、事業年度終了後に開催される定期総会までとする。

第28条 役員の再任は、これを妨げない。

(報酬)

第29条 本団体の役員の報酬は支払われないものとする。

(会計)

第30条 本団体の運営にあたっての会計は、別に定めた会計細則により行われる。

(規約改正)

第31条 この規約は、総会での決議をもって改正することができる。

(委譲)

第32条 この規約に書かれていないことで、総会を開くことなく対応が必要な緊急の案件については、役員会での決議、または代表による決定により判断される。

附則

1 この規約は2020（令和2）年4月1日から適用する。